⑵　避難対策
○　各計画主体は、津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、避難対象地域にある施設等に勤務する職員、作業員その他施設等に出入りする者の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難の確保のため必要な対策について明示するものとする。
○　また、円滑な避難の確保のため、必要な安全確保対策を行う場合については、第５章第２節２⑵に準ずる。
⑶　応急対策の実施要員の確保等
○　津波からの円滑な避難を確保するための応急対策の実施に必要な要員については、⑴に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら具体的な要員の確保を図るものとする。この場合において、所要要員の不時の欠員に備え代替要員を考慮するものとする。
○　応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置するものとする。この場合において、当該組織の内容等を具体的に定めるものとする。
２　個別の計画において定める事項
⑴　病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
ア　津波警報等の顧客等への伝達
○　各計画主体は、津波警報等を受けた場合に、それぞれその施設に出入している患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、当該津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。この場合、次の点に留意するものとする。
・　顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。
・　顧客等が適切な避難行動をとり得るよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。
○　なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し、伝達する方法を明示するものとする。
イ　顧客等の避難のための措置
○　各計画主体は、顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を対策計画に明示するものとする。
ウ　施設の安全性を踏まえた措置
○　各計画主体は、中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として３階以上）を避難場所とすることができるものとする。
⑵　石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
○　津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、各計画主体は、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、第５章第２節２⑵を踏まえ、対策計画に具体的に明示するものとする。
○　この場合において、対策計画に定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものとする。
⑶　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
ア　津波警報等の旅客等への伝達
○　⑴アに準ずる。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法についても、対策計画に具体的に明示するものとする。
イ　運行等に関する措置
○　鉄道事業、軌道事業については第５章第２節２⑸ウ㈠に準ずる。
○　一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、これを対策計画に明示するものとする。
○　一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を、対策計画に明示するものとする。
⑷　学校、社会福祉施設を管理・運営する者
○　各計画主体は、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。
○　この場合において、要配慮者の避難誘導について配慮するものとする。
⑸　水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
○　水道事業については、第５章第２節２⑸イ㈠に準ずる。
○　電気事業については、第５章第２節２⑸イ㈡に準ずる。
○　ガス事業については、第５章第２節２⑸イ㈢に準ずる。
○　通信事業については、第５章第２節２⑸イ㈣に準ずる。
○　放送事業については、第５章第２節２⑸イ㈤に準ずる。
⑹　その他の施設又は事業関係
○　鉱山については、構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、対策計画に具体的な実施内容を明示するものとする。
○　貯木場については、平常時及び地震発生時の貯木に対する流出防止措置を対策計画に具体的に明示するものとする。
○　地震発生時の防止措置においては、第５章第２節２⑵を踏まえ、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。
○　危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が１万平方メートル以上のものに限る。）については、当該事業の用に供する敷地に出入する観客に対する津波警報等の伝達の方法及び観客の避難誘導等とるべき措置について、対策計画に具体的な実施内容を明示するものとする。
○　また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、対策計画に具体的に明示するものとする。
○　道路については、第５章第２節２⑸ウ㈠に準ずる。
○　工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者に対する津波警報等の伝達方法及びこれらの者の避難のための措置について、その具体的内容を対策計画に明示するものとする。
第３節　防災訓練に関する事項
○　第５章第４節に準ずる。なお、地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意するものとする。
第４節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
○　第５章第５節に準ずる。